大分県電子マニフェスト導入促進事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　知事は、産業廃棄物処理におけるデジタル化の推進を図るため、大分県電子マニフェスト導入促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、優良な産業廃棄物処理業者を育成支援するため、大分県内に事業所を有する排出事業者及び産業廃棄物処理業者等（以下「事業実施主体」という。）が電子マニフェストの導入に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和４３年大分県規則第２７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象経費及び補助率）

第２条　この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第３条　規則第３条第１項の規定による申請は、補助金交付申請書（第１号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（１）事業計画書（第２号様式）

 （２）収支予算書（第３号様式）

（３）各経費に関する根拠書類（積算経費の算出根拠が確認できる設計書又は見積書の写し）

（４）誓約書（第４号様式）

（５）その他知事が必要と認める書類

２　規則第３条第３項の規定により、申請若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第２項第１号、第２号及び第６号に掲げる事項とする。

３　第１項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助条件）

第４条　規則第５条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

　（１）補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助金変更承認申請書（第５号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。

　（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

　（４）補助金の交付の目的に反して使用しないこと。

　（５）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管すること。

　（６）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。

　（７）第３条第３項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第１０条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

　（８）第３条第３項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第１１条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第６号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

（９）この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りではないこと。

　（１０）財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、知事が必要と認めた場合は、取得後の利用状況を報告すること。

　（１１）財産のうち、一件当たりの取得価格が５０万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りでないこと。

　（１２）知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（１３）その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

２　規則第５条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

（１）補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

（２）補助対象経費の総額の３０パーセント以内の増減

（補助金の交付決定の通知）

第５条　規則第６条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第７号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第６条　規則第７条第１項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定通知書を受理した日から起算して１５日を経過した日までとする。

（状況報告）

第７条　知事は、必要に応じて、事業実施主体に対し、事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

（補助金の交付方法）

第８条　この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第９条　補助金の交付決定の通知を受けたものが補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第８号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第１０条　規則第１２条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第９号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して３０日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

　（１）事業実績書（第１０号様式）

　（２）収支精算書（第１１号様式）

　（３）領収書又は請求書の写し

　（４）財産管理台帳の写し

　（５）検査調書の写し

　（６）その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第１１条　規則第１３条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第１２号様式）により行うものとする。

（書類の提出部数）

第１２条　規則及びこの要綱により知事に提出する書類の部数は１部とし、その様式及び提出期限は、この要綱に定めるもののほか、別に知事が定めるものとする。

附　則　この要綱は、令和３年度予算に係る大分県電子マニフェスト導入促進事業費補助金から適用する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業者 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助上限額 |
| 大分県内に事業所を有する排出事業者及び産業廃棄物処理業者 | 1. 電子マニフェスト基本料
2. 電子マニフェスト使用のためのパソコン等電子機器購入費（ただし、設置・工事費、維持管理費用等を除く。）
3. その他知事が必要と認める経費
 | ２分の１以内（千円未満切り捨て） | 100千円 |

別表

（注）補助金申請は、1回までとする。

第１号様式（第３条関係）

年度大分県電子マニフェスト導入促進事業費補助金交付申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　大分県知事　　　　　殿

住所

名称

氏名（代表者の職氏名）

連絡担当者（職名及び氏名）

電話番号

年度において、下記のとおり大分県電子マニフェスト導入促進事業を実施したいので、

補助金　　　　　　　　　円を交付されるよう、大分県電子マニフェスト導入促進事業費補助金交付要綱第３条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の目的

２　事業完了予定年月日 年　　月　　日

３　添付書類

（１）事業計画書（第２号様式）

 （２）収支予算書（第３号様式）

　（３）各経費に関する根拠書類（積算経費の算出根拠が確認できる設計書又は見積書の写し）

　（４）誓約書（第４号様式）

（５）その他知事が必要と認める書類

第２号様式（第３条関係）

事　業　計　画　書

１　事業計画の内容

２　事業費の内訳

（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助金額（千円未満切り捨て） | 経費の内訳 |
| 電子マニフェスト基本料 |  |  |  |  |
| 電子機器等購入費 |  |  |  |
| その他（　　　　　　） |  |  |  |
| 合計額 |  | (a) | (b) |  |

（注）１　補助対象経費については、交付要綱の別表を参照のこと。

　　　２　経費の内訳欄には、算定の根拠（単位×数量等）を詳細に記載すること。

３　(ｂ)には、（a）に補助率２分の１を乗じた額と100千円を比較して、いずれか低い方の額を記載すること。

第３号様式（第３条関係）

収　支　予　算　書

　収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 予算額 | 備　　　　考 |
| 県費補助金自 己 資 金その他 |  |  |
| 計 |  |  |

　支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 予算額 | 備　　　　考 |
| 電子マニフェスト　基本料電子機器等購入費その他 |  |  |
| 計 |  |  |

（経費区分ごとに詳細かつ具体的に記載すること。）

第４号様式（第３条関係）

誓　　約　　書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

１　自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７

号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

1. 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
2. 暴力団員が役員となっている事業者
3. 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
4. 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約

等を締結している者

1. 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
2. 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難さ

れる関係を有している者

1. 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　１の（１）から（８）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でありません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

大分県知事　　　　　殿

 　　　 〔法人、団体にあっては事務所所在地〕

　　　　　　　　　　　　 住　　所

　　　　　　　　 （ふりがな）

氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成）　　年　　月　　日(男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第５号様式（第４条関係）

年度大分県電子マニフェスト導入促進事業費補助金変更承認申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　大分県知事　　　　　殿

住所

名称

代表者氏名（代表者の職氏名）

連絡担当者（連絡担当者の職氏名）

電話番号

　　　　年　　月　　日付け　　第　　　　号により交付決定通知のあった　　年度大分県電子マニフェスト導入促進事業について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう、大分県電子マニフェスト導入促進事業費補助金交付要綱第４条第１項第１号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

　１　変更の理由

（注）　第１号様式の記の２以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が容易に比較対照できるように、変更部分を二段書にし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

　　　　なお、変更内容と関連のない添付書類については省略してもよいものとする。

第６号様式（第４条関係）

年度大分県電子マニフェスト導入促進事業費補助金に係る

消費税等仕入控除税額確定報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　大分県知事　　　　　殿

住所

名称

代表者氏名（代表者の職氏名）

連絡担当者（連絡担当者の職氏名）

電話番号

　　　　年　　月　　日付け　　第　　　　号により交付決定通知のあった　　年度大分県電子マニフェスト導入促進事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県電子マニフェスト導入促進事業費補助金交付要綱第４条第１項第８号の規定により、下記のとおり報告します。

記

１ 補助金の額の確定額 金　　　　　　　　　　円

（ 　　年　　月　　日付け　　第　　　　号による額の確定通知額）

２ 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 金　　　　　　　　　　円

３ 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金　　　　　　　　　　円

４ 補助金返還相当額（３－２） 金　　　　　　　　　　円

５ その他

（１）別紙を添付すること。

（２）その他参考となる書類

消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

別紙

年度大分県電子マニフェスト導入促進事業費補助金に係る

消費税等仕入控除税額集計表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 仕入に係る消費税額及び地方消費税額（Ａ） | 補 助 率（Ｂ） | 仕入に係る消費税等仕入控除税額（Ａ×Ｂ） | 備 考 |
|  |  |  |  |

（注）１ 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

２ 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第７号様式（第５条関係）

年度大分県電子マニフェスト導入促進事業費補助金交付決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

殿

大分県知事　　　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった　　　　年度大分県電子マニフェスト導入促進事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県電子マニフェスト導入促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第５条の規定により通知します。

記

１　補助対象経費　　　　　　金　　　　　　　　　　円

２　補助金交付決定額　　　　　　金　　　　　　　　　　円

３　補助条件

　　（１）補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助金変更承認申請書（第５号様式）を知事に提出し、その承認を受けること

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。

　　（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

　　（４）補助金の交付の目的に反して使用しないこと。

　　（５）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管すること。

　　（６）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。

　　（７）第３条第３項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第１０条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

　　（８）第３条第３項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第１１条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第６号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

（９）この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りではないこと。

　　（１０）財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、知事が必要と認めた場合は、取得後の利用状況を報告すること。

　　（１１）財産のうち、一件当たりの取得価格が５０万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りでないこと。

　　（１２）知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（１３）その他、大分県補助金等交付規則（以下「規則」という。）及びこの要綱の定めに従うこと。

（１４）規則第５条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

イ　補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

ロ　補助対象経費の総額の３０パーセント以内の増減

（備考）

要綱第４条第１項第１号の規定による補助事業変更承認申請書（第４号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の１及び２については、変更前をかっこ書きで上段に記載すること。

第８号様式（第９条関係）

年度大分県電子マニフェスト導入促進事業費補助金交付請求書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　大分県知事　　　　　殿

住所

名称

代表者氏名（代表者の職氏名）

連絡担当者（連絡担当者の職氏名）

電話番号

年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定通知のあった　　　　年度大分県電子マニフェスト導入促進事業費補助金　　　　　　　　　　円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、大分県電子マニフェスト導入促進事業費補助金交付要綱第９条の規定により請求します。

記

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助金交付決定額 | 既受領額 | 今回請求額 | 残　額 |
|  |  |  |  |

振込先

　銀行名

　支店名

　口座種別　普通・当座

　口座番号

<フリガナ>

口座名義人

第９号様式（第１０条関係）

年度大分県電子マニフェスト導入促進事業実績報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　大分県知事　　　　　殿

住所

名称

代表者氏名（代表者の職氏名）

連絡担当者（連絡担当者の職氏名）

電話番号

年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定通知のあった　　　　年度大分県電子マニフェスト導入促進事業について、下記のとおり事業を実施したので、大分県電子マニフェスト導入促進事業費補助金交付要綱第１０条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

１　事業の成果

２　事業完了年月日　　　　　年　　月　　日

３　添付書類

（１）事業実績書（第１０号様式）

　（２）収支精算書（第１１号様式）

　（３）領収書又は請求書の写し

　（４）財産管理台帳の写し

　（５）検査調書の写し

　（６）その他知事が必要と認める書類

第１０号様式（第１０条関係）

事　業　実　績　書

１　事業の実績

　２　事業費の内容

　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 補助事業に要した経費 | 補助対象経費 | 補助金額（千円未満切り捨て） | 経費の内訳 |
| 電子マニフェスト基本料 |  |  |  |  |
| 電子機器等購入費 |  |  |  |
| その他（　　　　　　） |  |  |  |
| 合計額 |  | (a) | (b) |  |

（注）１　経費の内訳欄には、算定の根拠（単位×数量等）を詳細に記載すること。

２　(ｂ)には、（a）に補助率２分の１を乗じた額と100千円を比較して、いずれか低い方　　の額を記載すること。

第１１号様式（第１０条関係）

収　支　精　算　書

収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 精算額 | 予算額 | 差引額 | 備　考（調達先等） |
| 県費補助金自己資金そ　の　他 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 精算額 | 予算額 | 差引額 | 備　考（内訳等） |
| 電子マニフェスト基本料電子機器等購入費その他 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

※備考（内訳等）の欄には、算定の根拠（単位×数量等）を詳細に記載すること。

第１２号様式（第１１条関係）

年度大分県電子マニフェスト導入促進事業費補助金の額の確定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

殿

大分県知事　　　　　　　　　　　印

年　　月　　日付けで提出のあった　　年度大分県電子マニフェスト導入促進事業費補助事業実績報告書に基づき、　　　　年　　月　　日付け　　第　　　号による交付決定通知に係る補助金の額　　　　　　　　　　円については、金　　　　　　　　　　円に確定したので、大分県電子マニフェスト導入促進事業費補助金交付要綱第１１条の規定により通知します。